

新調達価額までの加入をおすすめします

◎新調達価額とは値引きしていない新品価格(消費税含)で損害評価時に決定されます。

農機具 一台あたり **5万円から2,000万円** までの範囲で加入できます。

加入できる農機具

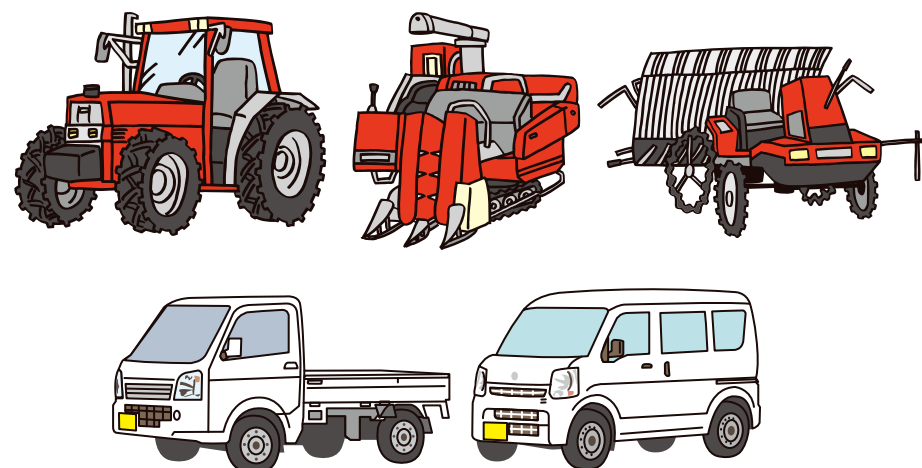
※改造した農機具は加入できません。
※園芸施設(附帯施設)共済で引受できる農機具は加入できません。

◆普通農機具

トラクター・田植機・コンバイン・あぜ塗り機・高性能防除機・動力散布機・噴霧機・モーター刈草機・乾燥機・もみすり機・スピードブレイヤーなど

◆特殊農機具

農業に使用する、普通トラック・軽トラック・軽ライトバンなど



火災共済ではカバーできない 自然災害に対応するため 総合共済への加入をおすすめします



※令和元年10月13日の台風19号による被害

最近、盗難の被害が増えています

盗難(盗取及びき損)による損失も補償します

例) 500万円加入のトラクターが盗難^{※1}によって損失した場合

$$\text{損害額}^{\text{※2}} + \text{臨時費用共済金} = \text{支払共済金}^{\text{※3}}$$

$$500\text{万円} + 500\text{万円} \times 10\% = 550\text{万円}$$



※1 必ず、最寄りの警察署等へ被害届を提出してください。
※2 発見、回収されなかった場合、全損と同じ扱いで支払います。
※3 共済金の支払いは、一定の調査期間を経ての支払いとなります。共済金を支払う前に発見、回収された場合は、盗難による事故はなかったとみなします。ただし、盗難による損傷があり修繕の費用がかかる場合は、支払対象となります。

ご存知ですか!

田植機の付属装置の加入について

付属装置に損害が発生しても補償の対象にならない場合があります。付属装置がある場合は加入時に全て申し出てください。

※ 箱施用機・除草散布機・補助車輪・苗補給スライダ等



付保割合条件付実損填補特約

- 中古購入農機具はこの特約を付帯しなければ加入できません。新品で取得した農機具も付帯加入できます。
- 約定割合は、30%から100%まで10%刻みで加入申込み時加入者が選択できます。
- 中古購入農機具の場合、加入額(共済金額)は、購入時の価格と基準による時価額のいずれか低い金額を上限とします。(相当の維持管理がなされている機械は、時価額の下限を新調達価額の50%にすることができます)
- 共済掛金は、加入額(共済金額)と約定割合の選択によって変わります。
- 加入時の契約内容が一定の条件を満たしたとき、免責後の損害額をそのまま災害共済金として支払います。

例) 新調達価額500万円のトラクターに共済金額250万円、約定割合50%で加入し、農作業中に衝突事故で損害額(修理費)が20万円の場合

$$\text{免責後の損害額} = \text{損害額} - (\text{損害額} \times \text{免責割合}) = 20\text{万円} - (20\text{万円} \times 10\%) = 18\text{万円}$$

$$\text{災害共済金} = \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}} \times \text{約定割合} \times \text{免責後の損害額} = \frac{250\text{万円}}{500\text{万円}} \times 50\% \times 18\text{万円} = 18\text{万円}$$

$$\text{支払共済金} = \text{災害共済金} + \text{臨時費用共済金} = 18\text{万円} + 250\text{万円} \times \left(\frac{18\text{万円}}{500\text{万円}} \times 10\% \right) = 18.9\text{万円}$$

地震等担保特約

- この特約を付帯し、地震等による損害の場合は、損害割合が5%以上となった場合に共済金額の50%を限度として災害共済金を支払います。
- 共済掛金は、共済金額1万円当たり10円が加算されます。

例) 新調達価額500万円、共済金額500万円加入のトラクターが地震で全損した場合

$$\text{支払共済金} = \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}} \times \text{損害額} \times 50\% = \frac{500\text{万円}}{500\text{万円}} \times 500\text{万円} \times 50\% = 250\text{万円}$$

※地震等による損害については、臨時費用共済金は支払われません。

臨時費用担保特約

- 臨時費用共済金…災害共済金の10%相当額を加算して支払います。(但し実損填補特約の場合は異なります)
- 傷害費用共済金…共済事故により死亡や後遺障害を被ったとき、または30日以上入院加療を要したときは、事業規程および約款の基準により支払います。(農業用自動車の事故の場合は除く)

ご存知ですか!

トラクターと作業機(アタッチメント)の加入について

トラクターの加入は

基本的にロータリーと代かきハローを含んで補償します。(ロータリー、ハローを、それぞれ分けて加入する場合は申し出てください)



ロータリー、代かきハロー以外の作業機の加入は

あぜ塗り機や整地キャリア、肥料散布機、フロントローダーなどの作業機はトラクターとは別に加入しないと補償の対象になりません。



ご注意 けん引車または、装着しているトラクターを加入せず、作業機のみ単体で加入することはできません。トラクター本体を加入した上で、作業機もご加入ください。

※1 10%免責支払となり、次回掛金等級が割増されます。(総合共済)
※2 除雪中に招いた落雪事故は衝突事故となり、次回掛金等級が割増されます。(総合共済)
※3 地震等担保特約の付帯で補償対象となります。